

本行動指針の目的：

オリックス不動産およびその関連会社（以下「当社」）では、安全・安心・快適性を第一に、脱炭素の実現を含め環境に配慮すること、地域と共生することを事業推進における方針としています。サステナビリティの観点を取り入れた商品やサービスを提供し、サステナブルな社会の実現を目指しています。

近年、人権侵害などの社会課題や気候変動をはじめとする環境課題が世界的に深刻化する中、当社が目指す不動産事業を通じたサステナブルな社会実現に取り組むためには、当社の取り組みに加え、当社の事業活動に関与くださるすべてのサプライヤーの協力の下で、サプライチェーン全体での取り組みを進めていくことが重要であると考えています。本行動指針では、サプライヤーの皆さまに、当社と取引をいただく上で理解と実践をお願いする事項を記載していますので、ご協力をお願いいたします。

サプライヤーの皆さまに理解と実践をお願いする事項：

### 1. 法令などの遵守

- ・ 事業活動を行う国・地域の法令や条例などを遵守し、社会規範を尊重すること。

### 2. 人権の尊重

- ・ 人権、労働に関する国際的な基準を尊重し、関連法令を遵守すること。
- ・ 人種、国籍、宗教、思想、信条、性別、年齢、性的指向・性自認、家系、障がい、疾病などによる差別を禁止すること。
- ・ 暴力、暴言やハラスメントなど、非人道的な扱いを行わず、また一切容認しないこと。
- ・ 強制労働を禁止すること。
- ・ 児童労働を禁止すること。
- ・ 従業員へ最低賃金以上の適正な賃金を支払うこと。
- ・ 法定労働時間を遵守し、従業員の労働時間、休日を適切に管理すること。
- ・ 結社の自由や団体交渉権を尊重すること。
- ・ 従業員の安全・衛生管理を行い、労働災害を防止し、身体的・精神的に安全で健康な労働環境、条件を整えること。
- ・ 地域社会および先住民の生活や文化を尊重し、配慮すること。

### 3. 公正な企業活動

- ・ 公務員などと健全な関係を維持し、贈収賄や不正入札などの腐敗行為を行わないこと。
- ・ 顧客や取引先との不適切な利益の授受をしないこと。
- ・ 優越的地位の濫用など、不公正な取引を行わないこと。
- ・ 反社会的勢力との関係を排除すること。

- ・ 第三者の知的財産権を保護し、無断使用や著作物の違法複製をしないこと。
- ・ 財務情報や非財務情報、商品やサービスに関する情報などを適切に開示・説明し、改ざんや虚偽の情報開示は行わないこと。
- ・ 社内および社外からの苦情や相談に対する窓口を設置すること。また、通報者を保護すること。

#### 4. 環境への配慮

- ・ 環境保全、環境負荷低減に向けて継続的な改善に努めること。
- ・ 気候変動への対応として、温室効果ガスの削減に努めること。
- ・ エネルギーや水、原材料などの資源の持続可能で効率的な利用に努めること。
- ・ 廃棄物の削減と適切な処理を実施すること。
- ・ 大気、水質、土壌などの汚染を防止し、汚染物質の排出を削減すること。また有害な化学物質を適切に管理すること。
- ・ 生物多様性の保全に取り組むこと。

#### 5. 品質の確保

- ・ 提供する商品やサービスについて、利用する人々の安心に配慮し、安全性を確保すること。
- ・ 商品やサービスの提供において、従業員の安全性を確保すること。
- ・ 品質管理体制を構築し、すべての法規制、自らの品質基準、顧客からの要求事項を遵守し、継続的な向上に努めること。

#### 6. 情報セキュリティの確保

- ・ 個人情報を適切に管理すること。
- ・ 顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理すること。

#### 7. 災害に備えたリスク管理体制の構築

- ・ 事業継続計画（BCP）の構築など、災害に備えたリスク管理体制を構築すること。

#### 8. 実践に向けた展開

- ・ 本指針の考え方を社内および自社のサプライチェーンに対して展開すること。

制定日：2025年3月19日